

平成26年6月20日

1. 出席議員

1 番	中 村	和 典	9 番	徳 村	博 紀
2 番	中 村	一 堯	10 番	福 井	正
3 番	稲 富	雅 和	11 番	水 頭	喜 弘
4 番	勝 屋	弘 貞	12 番	橋 爪	敏
5 番	竹 下	勇	13 番	中 西	裕 司
6 番	角 田	一 美	14 番	松 尾	征 子
7 番	伊 東	茂	15 番	松 本	末 治
8 番	光 武	学	16 番	松 尾	勝 利

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 口	秀 男
局 長 補 佐	中 尾	悦 次
議 事 管 理 係 長	迎	英 昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	北	村	和	博
教	育	江	島	秀	隆
総	務	藤	田	洋	一郎
市	民	中	村	博	之
産	業	迎		和	泉
建	設	森	田		博
会	計	橋	村	直	子
管	理	打	上	俊	雄
者	兼	土	井	正	昭
会	計	寺	山	靖	久
課	長	有	森	弘	茂
兼	人	峰	松	靖	規
権	・	大	代	昌	浩
同	和	田	崎		靖
対	策	中	村	信	昭
課	長	橋	口		浩
参	事	中	島	憲	次
企	画	山	浦	康	則
財	政	有	森	滋	樹
課	長	栗	林	雅	彦
兼	選	松	本	理	一郎
管	理	中	島		剛
委	員	澤	野	政	信
会	事				
務	局				
参	事				
長					
企	画				
財	政				
課	参				
事	兼				
兼	選				
管	理				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
市	民				
課	長				
税	務				
課	長				
福	祉				
事	務				
所	長				
保	險				
健	康				
課	長				
農	林				
水	産				
課	長				
兼	農				
業	委				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
産	業				
部	参				
参	事				
農	林				
水	産				
課	参				
参	事				
商	工				
観	光				
課	長				
都	市				
建	設				
課	長				
環	境				
下	水				
道	課				
課	長				
水	道				
課	長				
教	育				
次	長				
兼	教				
育	総				
務	課				
課	長				
生	涯				
学	習				
課	長				
兼	中				
央	公				
民	館				
長					

平成26年6月20日（金）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 議案第32号 鹿島市副市長の選任について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第4 請願第2号 民意不在で着手されたピオ関連事業を即時中止し、その根拠となったニューディール構想は市民の合意形成が図られるまでの間凍結することを求める請願（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第5 意見書第3号 教育予算の拡充を求める意見書（案）（質疑、討論、採決）
-

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。谷口事務局長。

○議会事務局長（谷口秀男君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案1件の追加提出がっております。議案番号、議案名はお手元に配付いたします議案書（その2）の目次に記載のとおりでございます。

次に、監査委員から平成25年度に係る平成26年4月分、平成26年度4月分の出納検査結果、そして、平成25年度の定期監査結果に関する報告がっております。その写しをお手元に配付いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

○議長（松尾勝利君）

それでは、日程第1、議案の追加上程であります。議案第32号の1議案を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

おはようございます。本定例会に提案をいたしておりました諸議案につきましては、慎重に御審議をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

それでは、本日、追加提案をいたします議案は、人事案件1件でございます。

議案第32号 鹿島市副市長の選任について申し上げます。

現在の副市長、北村和博さん、任期が平成26年6月30日、つまりこの6月30日をもって満了ということになりますことに伴い、引き続き北村和博さんを選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、追加提案をいたしました議案の説明を終わりますが、よろしく御審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

お諮りいたします。議案第32号の1議案は、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第32号の1議案は委員会付託を省略することに決しました。

しばらくお待ちください。

〔副市長退場〕

日程第2 議案第32号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第2、議案第32号 鹿島市副市長の選任についての審議に入ります。

お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

おはようございます。14番です。人事案件でこういうことなかったものですから、どこが席かもわからずに来ましたが、人事問題でこういう質問をすることは、ほとんど今までになかったんですが、どうしても確認をしたいと思うのは、北村副市長のことで新聞に載りましたね。きのうの質問のときもありましたが、このことでちょっと私はどうしてもわかりませんので、お尋ねをしたいと思いますが、新聞記事全部は読み上げませんが、この中で、中途から読みますと、「商業施設ピオへの福祉施設移転など、鹿島ニューディール事業で樋口市長を支えてきた関係者によると、北村氏は、昨年9月、樋口市長に辞意を伝えたが、慰留され、ことし5月、改めて辞意を伝えて内諾を得た」と、こういう記事が書かれておりますね。私はこの記事を読んで、まず事実なのか、9月に市長に辞意を伝えられた。そして、それは

待てということだったでしょう。そして5月には改めて出されて、内諾を得たということですが、このことは事実なのかどうか、まずお尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

長年、政治の世界に携わってお見えになっているから、当然、御承知のことと思いますが、政治、特に組織のトップにかかわります人事と公定歩合は、その経緯とか、いろんな意見交換の経過、当然、お話をしないというのが常識なんですけど、もし違った情報がほかから流れても、それはとりたててそのことの非難、いろんなことを言われるということについては、我々はお答えはなかなかいたしかねるということを御了解いただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

この記事については、きのうでしたか、副市長自身がインタビューを受けて話をしたということをおっしゃいましたので、それなりのことが出ているんじゃないかと思いますが、確かに具体的なことは人事問題で言えないと思いますが、なぜ私がこれを聞いたかといいますと、本当に今まで副市長、大変なところで仕事されてきたと思うんですね。そういう面では、その御苦労はわかります。そういうことで、9月にやめるよと。どういうことでおっしゃったのかね。それから、さらにこれを5月に、また改めて辞意を伝えられたというようなこと。ということになりますと、これから副市長はもっと大変な立場に立ちながら仕事をされなくちゃいけないと思うんですが、本当にこういう気持ちで副市長が、これから副市長として市長を支えて、先頭に立ってやっていけるのかどうかという、その心配があるわけですね。特にお体のこととかなんとか、そういうことじゃないと思いますが、それが私は非常に心配でしたので、お尋ねをしているんですよ。そうでないと、ただ副市長というのは、市長を支えて、飾りでも何でもなし。一番市長以上にある面では御苦労なさってきたわけですし、これからもされなくていけないわけですね。そういうことで聞いたわけですね。それで、その辺で、今、市長はそうおっしゃいましたが、いろんなことは言えないと思いますが、1つだけもう一遍聞きたいと思いますが、9月に辞意を出したということ。それから、その後また5月に改めて伝えたという、この事実だけはそうなのかということで、お答えをいただければ幸いですと思いますが、いかがですか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

当然、副市長人事、大切な人事なんですよ。今おっしゃったようなことも含めて、いろんなことがあり得るし、またいろんなことございました。正直言って楽屋話をするということとは適当ではないと思いますし、御心配いただいていること大変ありがたいですし、本人もいろんなことが心の中で考えられた上で、今回の人事、乗り越えてしっかり頑張るといことだと思しますので、そこは御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

これ以上言っても平行線でしょうが、ただ、本当に副市長がそういう気持ちを伝えられたかどうかは、おっしゃってもよかったんじゃないかと思ひますが、恐らくおっしゃられないと思ひますので、これで私、終わりたいと思ひます。人事問題でこういうこと余り言いたくなかったんですが、そういう記事も出ましたし、これからまた大変な仕事を背負って立たなくちゃいけない地位に来られるわけですから、私はあえて質問をさせていただきました。

これで終わりたいと思ひます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第32号 鹿島市副市長の選任については、提案のとおり北村和博氏を副市長として同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第32号は、これに同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

〔副市長入場〕

○議長（松尾勝利君）

ただいまから樋口市長より副市長の紹介がございます。

○市長（樋口久俊君）

御了解をいただきましてありがとうございます。それでは、改めまして、私のほうから

先ほど御承認をいただきました北村和博さん、御紹介をいたします。よろしくお願いいたします。

○副市長（北村和博君）

先ほど再び鹿島市副市長に同意をいただきまして、まことにありがとうございます。再び鹿島市副市長として同意をいただきましたので、みんなが住みたい鹿島のまち、ふるさとまちづくりのために精いっぱい頑張っていきたいと思います。皆さん方のこれからの御指導、御鞭撻もよろしくお願いいたします。

終わります。（拍手）

○市長（樋口久俊君）

それでは私から一言だけ。同意をいただきまして、またこれまでどおり私と一緒に同じ方向を見て、私たちのふるさとのために頑張ってくださいというふうに信じております。よろしく御指導、御鞭撻をお願いいたします。ありがとうございました。

日程第3 請願第1号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第3. 請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願の審議に入ります。

去る6月11日の本会議において、文教厚生産業委員会に付託をされました請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について、文教厚生産業委員会の審査結果は、お手元に配付をいたしております委員会審査報告書写しのとおりでございます。

平成26年6月13日

鹿島市議会

議長 松尾勝利様

文教厚生産業委員会

委員長 福井 正

文教厚生産業委員会審査報告書

平成26年6月11日の本会議において付託されました請願第1号「教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願」については、6月13日に委員会を開き、審査の結果、採択すべきものと決しました。

以上、会議規則第130条第1項の規定により報告します。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生産業委員長福井正議員。

○文教厚生産業委員長（福井 正君）

おはようございます。文教厚生産業委員会の委員長報告をいたします。

去る6月11日の本会議において、文教厚生産業委員会に付託されました請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願につきまして、当委員会を6月13日に開催し、紹介議員及び提出者の出席を求め、提出者の説明の後、質疑応答をいたしました。

その質疑の概要について御報告いたします。

質問 35人以下学級の他市町はどのような状況か。

答弁 全県的に見て1～2年生はほとんど実施されているが、3年生は3分の1ぐらい。

他県では4・5年生まで実施したり、中学生を実施しているところがある。37都道府県では半数以上が県独自で実施している。

質問 県教委の考えはどうか。

答弁 県内は県から予算をもらって実施している。市町は支援員等増をしている。県教委も理解はされていると思う。

質問 子供に対して予算をつけるべき。現状は35人学級が多いが、それでも教師は大変なのか。

答弁 全ての先生がというより、物理的に難しい面が大きい。一人でも教室から飛び出る子供が出た場合、授業をストップしなければならない現状がある。教師がふえた場合、より高い水準の教育が必ずできるとは言えないが、可能性は大きい。また、学年主任をしながら担任もするような兼務が現在は多い。職員配置がぎちぎちの状態である。

質問 今の話では子供たちのために予算の拡充と言われるが、職員間で議論をしてできる方法はないか。

答弁 教育は人だと思う。愛情をどれだけかけられるか。子供はそのときは荒れたりするけれど、ちゃんと君のことを見ているよと。支援員は臨時のため時間制限があり、限界がある。正規職員がふえることによってプラスの方向に行く。また、少人数学級での生活面についてのアンケートで、欠席が少なくなる。子供同士のかかわりが多くなる。心のサインをキャッチして迅速な対応ができる。などの回答が出ている。

質問 35人以下学級にこだわっておられるが、職員をふやす方向での要望をしていただきたらと思う。けさ、小学校の校門の前で子供たちが「おはようございます」と言って登校しているそばで、たばこを吸っている先生がいた。教員の質の向上を考えたらどうか。

答弁 おっしゃるとおり個人の質が低下している人が多くなったと思う。その原因の一つに、職員同士話し合う時間がなくなっている。昔は先輩に指導され、教師として育ててきた。教員数をふやすとともに資質を上げるのは絶対条件。現場の課題として捉えたい。

質問 請願項目の中に「30人以下学級」の要求があるが、そのことは教師をふやすことになるか。

答弁 そのとおりである。

質問 どうして国の負担割合が2分の1から3分の1になったのか。

答弁 小泉政権の三位一体改革の方針のもとで国庫負担を減らしていったためである。

質問 この請願は何回となく出されているが、昨年、県内で請願を採択されているのはどれくらいあるのか。

答弁 白石町、伊万里市、玄海町は紹介議員がいなかったため、請願を出せなかったが、それ以外は全て採択された。

質問 その成果はあっているのか。

答弁 頑張っているのに2分の1から3分の1に減らされた。気になって組合の本部に確認したら、地方はこれだけ困っているのだから何とかしてほしいという声を上げることで、国への抑止力の意味があると言われた。

質問 現在、1・2年生までの予算だが、これは国が決めるのか。

答弁 国は3年生まで出すと約束していたが、現状は1・2年生までにとどまっている。

質問 1年生～6年生まで予算化することが要望か。

答弁 いきなりは予算がかなりかかるので、まずは3年生まで、また、いきなり30人学級というのも予算がかかるので、現実的には35人以下学級、それから4年生・5年生と広げていく狙い。

質問 鹿島小・明倫小を除けば、市内のほとんどが35人以下になっている。今後も少子化は続くが見通しはどうか。

答弁 減ったら必要ないと捉えられるが、クラスを2つ以上にすること。先々を考えれば明倫小と鹿島小も35人以下学級にならないと、40人を切り、1クラスになることが予想される。

質問 先々子供の人数が減ったとき、教員が余ることになると考える。県の立場で考えれば新規採用者を採用できなくなるという考えもある。違う意味で先生の要望の仕方を今後検討される考えはないか。

答弁 現時点ではないと言える。今後この意見を聞いて検討したい。ただ、統廃合でその地域で学べない生徒が出てくる現実もある。地域のよさを大事にすることが必要。

以上の質疑がございました。

その後、請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について、討論、採決の結果、起立全員で請願第1号は採択することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について、委員長の報告は採択であります。請願第1号は委員長報告のとおり採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、請願第1号は採択とすることに決しました。

日程第4 請願第2号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第4. 請願第2号 民意不在で着手されたピオ関連事業を即時中止し、その根拠となったニューディール構想は市民の合意形成が図られるまでの間凍結することを求める請願の審議に入ります。

去る6月11日の本会議において、総務建設環境委員会に付託をされました請願第2号 民意不在で着手されたピオ関連事業を即時中止し、その根拠となったニューディール構想は市民の合意形成が図られるまでの間凍結することを求める請願について、総務建設環境委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成26年6月13日

鹿島市議会

議長 松尾勝利様

総務建設環境委員会

委員長 伊東 茂

総務建設環境委員会審査報告書

平成26年6月11日の本会議において付託されました請願第2号「民意不在で着手されたピオ関連事業を即時中止し、その根拠となったニューディール構想は市民の合意形成が図られるまでの間凍結することを求める請願」については、6月13日に委員会を開き、審査の結果、不採択とすべきものと決しました。

以上、会議規則第130条第1項の規定により報告します。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。総務建設環境委員長伊東茂議員。

○総務建設環境委員長（伊東 茂君）

総務建設環境委員会委員長の報告をいたします。

去る6月11日の本会議において総務建設環境委員会に付託されました請願第2号「民意不在で着手されたピオ関連事業を即時中止し、その根拠となったニューディール構想は市民の合意形成が図られるまでの間凍結することを求める請願」につきまして、委員会を6月13日に開催し、紹介議員及び提出者の出席を求め、紹介議員及び提出者による趣旨説明の後、質疑応答をいたしました。質疑応答の概要を報告する前に、この請願書を読み上げます。

請 願 書

1. 件名

「民意不在で着手されたピオ関連事業を即時中止し、その根拠となったニューディール構想は市民の合意形成が図られるまでの間凍結することを求める」請願

2. 請願の趣旨並びに請願事項

ピオ関連事業は、さる4月20日に執行された鹿島市長選挙で民意が示された通り、関係者の大方の見方に反する市民の評価が出されました。もとより公共事業は文字通り公共の福祉に寄与すべき事が大前提であって、過半数の賛成さえ得られれば執行出来るという性格のものではありません。公選によってこのような民意が明らかになった以上は、事業の即時中止によって事業の再検証が行われると共に、市民の総意を目指す事業への転換が図られるべきであります。

また、ピオ事業の根拠計画となっている所詮「ニューディール構想」も多方面で事業計画の前提が崩れており、計画の強行は市民感情を逆なでするものになりかねません。

民意を離れた行政施策の強行がもたらす弊害を考えるに、鹿島市政にとってこの上の将来にわたる負の遺産はありません。

つきましては、鹿島市議会に於かれましては、直近の民意の重みを尊重のうえ、鹿島市政に対して本書の「件名」に関する措置をとるよう強く要請されることを請願いたします。

ということで、6月2日に島本可勝氏からの提案をいただき、委員会に付託された審査を始めました。

それでは、質疑応答の概要について説明いたします。

今回、慎重に対応すべく録音テープによる読み取りを行い、要点筆記ではなく、できるだけ発言内容を正確に伝えたいと思います。

（議員からの質問）請願書にはニューディール構想を凍結との表現があるが、ニューディール構想には「安全安心のまちづくり」「交通体系の整備」「様々な施設の再整備」「産業の

振興」と4つの項目があり、その全てを凍結と理解してよいのか。

(紹介議員からの答弁) いろいろなものがあるが、全てが具体的ではない。おおよそその計画はあるが、それについても市民の意見が聞かれていない。その中の一つがピオ問題であり、全てに民意を受け入れるべきで、それまでは凍結すべきである。昨年、市民への説明会があったが、具体的ではなく行政からの一方的な説明で理解は得られていない。全体を凍結である。

(請願者の答弁) ピオ問題が最初で、鹿島駅前整備、危機管理センターの新設、市民会館の改築など続いていく。市は10年で70億円の投資をするとしている。まずはピオ問題を解決しないと次のステップに進めない。市民の理解は得られない。不動産鑑定の入札に関しては法令違反がある。ピオ問題をクリアしないとニューディール構想全体が市民の理解を得られず、進まないと考える。

(議員からの質問) 凍結の当分の間という期間はどの想定しているのか。

(請願者の答弁) 議会にもお願いをしたが、議会ではピオ関連予算が可決となった。議会では歯どめがきかないということで、市民の間では入札の不透明さを掲げて司法の場に判断を委ねるとなり、6月10日に佐賀地方裁判所に提訴した。市民125名で集団提訴した。最初の裁判は二、三カ月ぐらい後になると思うので、その間の凍結をしてほしい。

この後、委員会審査に入り、委員の意見を聞く中で、「かしまをよくする会」の本来の趣旨を聞けばよかったとの発言を受け、再度請願者を呼び、質問を再開いたしました。

(議員からの質問) 「かしまをよくする会」の活動目的は何ですか、簡潔に述べていただきたい。

(請願者の答弁) 9月議会でピオの取得が可決された。議会の歯どめがきかなくなった。市民の間で住民監査請求をしよう、それがだめなら住民訴訟まで行こうという声があり、昨年12月18日に立ち上げた。入会申込者110名、後日、十四、五名を得ることができた。会合に来て意見を言っていただければいい、ほかの会と重複をされてもいい、去る者は追わず、来る者は拒まずである。当面、住民訴訟に入るまでは役員で経費は負担していく。住民訴訟に入れば弁護士費用も相当かかるので、そのときは会の皆さんにお願いするかもしれないということでスタートをした。鹿島市を今よりよくするために、少子・高齢化が進む中で鹿島がどうあるべきか真剣に考えた。子や孫に借金を残したくない。親や祖父・祖母は何をしていたのかと子や孫から言われぬように、今頑張ろうということで立ち上げた。

(議員からの質問) 「かしまをよくする会」は昨年12月18日に立ち上げたとのことだが、ピオ事業への反対の会の立ち上げですか、それとも全体的な鹿島市の今後の方向性に向けてのよくする会ですか。

(請願者の答弁) まず、ピオ問題が一番である。それを含めて市全体のことであるが、まだ議論はなかなかそこまでいっていない。まず、ピオ問題を解決しないと先に進めない。

この後、委員会による審査に入り、各議員から意見を求めました。その内容を報告いたします。

(議員意見1) ニューディール構想全てを凍結することは厳しいと思う。理由は、1期目、市長選挙の結果後、方向性を示された。「鹿島市まちづくり構想」である。ピオからのスタートではあったが、1次産業、鹿島市の活性化を望んだ。請願説明を聞く上で、ピオ事業に加えてニューディール構想全ての凍結は疑問を感じる。不動産鑑定について、当初は資料が少なく、金額のみの報告だった。その後、鑑定書の冊子をもらい、アスベストの問題やいろいろなことについて書いてあった。その結果、金額が妥当であったか、私たちには判断できない。入札に関して不適切な問題があった。議会でも取り上げられ、最終150,000千円での取得となった。現在、ここが焦点になっているが、裁判の結果を待って、そこまでは凍結してほしいとの説明であった。しかし、事業が進んでいる以上、今、凍結というより、ことし行われた4月の市長選挙のもっと前に、昨年12月以前に出さなかったのか。

民意を問う形は裁判とかいろいろあるが、市長選挙の結果で民意はとられている。地区説明会では疑問も上がったが、最終的には市長選挙で民意を得たのではないかと思う。8対6で可決になったものの、反対の最大の理由は3、4階への移転が大きな理由ではなかったかと思う。説明を聞く上で、全てを凍結して原点に戻ることではないように感じた。ニューディール構想全てを否定してしまえば、鹿島市として負の遺産、マイナスイメージを与えてしまう。

(議員意見2) 請願を出されたが、ピオ事業は動き出し進んでいる。

まず1点目は、時期のずれを感じている。2点目は、ニューディール構想を全面的に凍結した場合、市長2期目の政策が完全に遂行できないのではないかと危惧がある。3点目は、不動産鑑定をめぐる集団提訴だが、当初の私の予想では原告団は多いのではと思っていたが、125名は予想以上に少なかった。

(議員意見3) ニューディール構想は、平成24年、樋口市長が発表された。背景には23年3.11の大震災があり、鹿島は大丈夫かの思いからである。鹿島は1次産業のまちだ。1次産業をどうしていくか振興を願いたい。1次産業に目を向けなければ鹿島は衰退すると思う。このごろ、地域の会合、総会などに出席すると、民意、民意と反対派は唱えるが、賛成した市民の声は議会に届いているのかと聞かれる。ちゃんと議会で述べていると話した。6,343獲得票が全てニューディール構想反対なのかと疑問に思う。選挙期間中、変なチラシを出してと言われるが、20年で20から30億円の無駄遣いという数字を出された。これを高齢者が受け入れてしまう事態は市民にとって不公平である。現市政の正確な金の流れは伝えなければならない。東部中の事業と比較されるが、誤解を招く内容であり、市民に理解してもらうためのチラシであったと私は思う。ニューディール構想全体の凍結はとんでもないと思うし、委員長から冒頭、私見的な意見は差し控えるように注意をされたが、紹介議員の説明は私見

が入っていたと感じる。

(議員意見4) 構想は既に進んでおり、市民会館については検討委員会、大学への研究委託が進められ、新世紀センターも進んでいる。これをとめることにより、凍結の期間、裁判が終わるまでとなると約3カ月、9月以降となる。判決は不動産鑑定委託契約に基づく事務手続の違法性を問う裁判である。委託契約の妥当性については、裁判の判決が出るとしても、議会の可決は市民の負託を受けた議員が十分に審査した結果であり、議会制民主主義に反すると感じる。

(議員意見5) ニューディール構想そのものに凍結を求めると説明を受けた。構想の中身には、住宅リフォームの問題、防災無線のデジタル化とか、さらに産業分野において、イベント問題、1次産業に対する基盤整備の問題を挙げてある。凍結という形で何カ月にせよ、とめる積極的な理由が見つからない。この請願の結果は、今まで議会で議論を尽くし、議会人としてそれぞれの議員が判断してきたことを問われる。議会での議員からの意見により事業内容は改善されたと思う。

以上が提案者、紹介議員への質疑応答、委員会での審査意見であります。

この後、討論、採決の結果、討論なし、起立なしで請願第2号 民意不在で着手されたピオ関連事業を即時中止し、その根拠となったニューディール構想は市民の合意形成が図られるまでの間凍結することを求める請願は不採択と決しました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長(松尾勝利君)

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。14番松尾征子議員。

○14番(松尾征子君)

今、いろいろとお話がありましたが、本当に今言われた件について、私は頭をかしげたくなるようなこといっぱいありました。特にいろいろありますが、最後のほうから行きますが、今まで議会の意見によって事業が改善されたという報告がありましたね。具体的にどのように改善されたか。私はいつもここでも言いましたが、特別委員会の中でも意見が出てきているけど、なかなかそれが執行部には受け入れられなかったというふうなことを何度も言ってきましたが、具体的にどのようなことがどう改善されたのか、その辺、お答えください。

○議長(松尾勝利君)

総務建設環境委員長伊東茂議員。

○総務建設環境委員長(伊東茂君)

質問に対する答弁をいたします。

先ほど松尾議員のほうから質問があった、どのように議会で事業内容、議員からの意見により事業内容は改善されたのかという質問ですが、冒頭申しましたとおり、私は、この委員会委員の意見、全てテープを掘り起こしております。その内容は何も述べられておりません。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

これは、私は無責任な意見だと思いますね。これだけ問題が起きているときに、改善されたという言葉が出るなら、どのようにどの辺が改善されたかということを明らかにしないと、全くわからないし、市民は、ああ議会のおかげで改善されたからよかったかとかしか受けとめられないと思います。これ何度言っても、あと答え出ないと思います。

それから、委員長が会議の最初に、私見を入れないでということと言ったけど、紹介議員からは私見が入っていたということ。どういうところに、どういう私見が入っていたのか、お答えください。

○議長（松尾勝利君）

総務建設環境委員長伊東茂議員。

○総務建設環境委員長（伊東 茂君）

松尾議員の質問にお答えをいたします。

どういうところに紹介議員の私見が入っていたか。これは先ほどの委員会報告の中で、紹介議員のこの趣旨説明については、私は報告はいたしませんでした。ただ、その中に、私の委員会の委員の中には、私見があったと感じられたのだろうと思います。それでは、私がここに別に用意をしております紹介議員のお二人の方、発言された内容を今からお話をします。

不動産鑑定は無効だと感じる。そのときに行われた不動産取得は不当措置であり、そういうことがあり、住民訴訟という形になった。議会を含め、民意の同意は十分に得られていない。10年間のニューディール計画について、もっと十分な審議が必要だったと思う。凍結とは、しばらくの時間をつくり、住民に説明が必要である。その結果、いい施設ができると自分は考えているという1人の紹介議員の意見。

もう1人の紹介議員。3、4階に公設施設を移転することは危険である。副市長は、議会で不動産鑑定に関する不手際を謝罪している。市長選挙を振り返ると、ピオの問題を十分に内容を知らない人が多過ぎる。市長選挙のチラシは、裏づけ、根拠のない内容であった。市長選挙のチラシに出されていた見取り図は、議会へも提示されていなかったものである。市長選挙の投票率の低さは市政に嫌気が差している市民のあらわれである。今回、五次総合計画の追加案の中にピオ関連法案が入っているが、これは事業を急がせようとしている。選挙後の全員協議会にてピオ工事の分割発注を説明された。これは市民にピオ関係が表面化しないように考えているとしか思えない。同じフロアの中でも分割発注が行われている。市民に再度問うべきである。その理由は、ピオ側の今後の方向性が示されていない。そして、この問題は今後の市政に大きく影響をする。

この2つの紹介議員の意見を聞き、その中で委員会の委員から私見が入っているのではと

いう意見がありました。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

先ほど申しました改善されたということ。これも具体的にどうかということもない。また、私が入っているのではないかというふうなことで、その辺はやっぱり協議する中では、はっきりとしたことと言わないと、私は納得できない。

それから、このニューディール構想について、最初にここに議会に出されたとき、その後、8対6ということで、その後8対6が走っておりますがね、私は最初ここで出されたときにも、十分に民意を問うてないという、議会にも説明しない、市民にも説明しないで何で出したかということで指摘をしたと思いますが、そのとき市長は、これから皆さんに問うんですよというふうなことをおっしゃったんですが、そういう具体的な問題、最初からの問題について、そういう問題については、全く論議がされなかったのか、本当に民意が組み込まれながら事業が進んでいるという受けとめ方で論議がされてきたのかどうか。その辺は大きな問題だと思いますので、その辺についての何か意見があったのかどうか、お尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

総務建設環境委員長伊東茂議員。

○総務建設環境委員長（伊東 茂君）

松尾議員の質問にお答えをいたします。

民意を市長が問うていたか。そういうふうなことについて、先ほど松尾議員から質問にあった件については、これは議論はされておられません。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

次ですが、最初、8対6という結果が出て、その後からいろんな問題が起きましたね。先ほども出ましたが、不動産鑑定の問題ですね、それからアスベストの発覚の問題、いろんな問題が出ましたが、それをどうということじゃないですが、この事業を進めていく中で、そういうもろもろの問題が出てきたこと。そして、きょうの審議された人は、それを執行部が言うように了とされているかわかりませんが、しかし、反対の声もあるわけですが、それに対してどうなのかと、不動産鑑定の問題についてどうなのかと、アスベストの問題どうなのかと。そういう議論もあってしかりだと思いますが、その辺については、どうなのでしょう。よければよいと。いや、それはやっぱりおかしいというような声も出たのかどうか、その辺についての議論はなかったのかどうか。

○議長（松尾勝利君）

総務建設環境委員長伊東茂議員。

○総務建設環境委員長（伊東 茂君）

不動産鑑定の問題、アスベスト問題、事業を進める中、そういうふうなことが今回のこの委員会の審査の中で、どういうふうに取り上げられたかということですが、先ほど委員の意見を言った中にも、それは盛り込んであると思います。もちろん、委員会委員は、全ての今までこのピオ事業、議会で上程されたこと、判断の中での今回の意見だったと思っておりますので、アスベストの問題、不動産鑑定の問題、そこのあたりはしっかりと受けとめてあるものと思っております。ただ、改めて私が委員長としてそれについて問いただしてはおりません。あくまで私は委員長ですので、自分の、もちろん私みずから私見を入れることはできません。議員の意見を率直に聞くのみです。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。13番中西裕司議員。

○13番（中西裕司君）

まず、委員会の皆様には本当に今回の請願につきましては、御苦勞をかけたと思っております。また、先ほどの委員長報告については、本当に客観的な立場で委員長の報告をしていただいたことに、まず感謝を申し上げたいと思います。

私は、今回の請願の不採択という結果については反対をいたします。一つの理由でございますが、ニューディール構想は、出されたときには、第五次総合計画の中には含まれておりません。本来ならば、ニューディール構想を出すと同時に、第五次総合計画の見直し案を提出すべきであります。その手続は、請願があった後の議会において審議されて可決をされたということであります。整合性がありません。私は常々、行政の手続は適正でなければならぬと申しております。手続が不十分ないしは不足している場合には、計画そのものの意味がなくなってくると私は思います。請願が早く出ました。その後の訂正であります。ですから、凍結という請願の言葉はその時点では生きておるわけであります。委員会のときには、既に議会において見直し案が可決されておりますから、委員の皆さんの中には凍結という言葉が非常にうさん臭い——うさん臭いではないですね、凍結というのは、ちょっと今さらというような感じが委員の方にはあったと思いますが、そこに時間のずれがありますので、このことについては御了解をいただきたいと思っております。

そういう意味で、第五次総合計画の見直しにニューディール政策を早く入れ込んでおく、昨年の時点に入れておくということが大事だっただろうとまず思います。それが入れないまま審議をしておるわけでありまして。これは議会の基本条例において、基本構想については、議会の議決を得るようになっておるわけでありまして。何で去年の段階で出ないで、今6月議会に出るか。後づけであります。全てが後づけです。その行政の姿勢は、相も変わらずそのようになっておると私は理解するものであります。

具体的に申しますと、不動産鑑定士の問題があります。私は今議会にも私の情報公開条例に対する審査会の結論が、もう2カ月以上もそれこそ凍結してあります。私の判断ができない、その後、審査会の返事をいただかなければ、私は前に進むことができない、そのように今回も議会で申しています。

前に進めない理由を1つ言います。不動産鑑定士の指名入札、契約について、私は今、法律違反があった、あるいは公務員としての業務の誠実義務違反があった、そのように私は今、確信をするものです。指名のときに、本当に指名を受けられる業者であったのかどうか、指名参加願のチェックが不足をしておる。委任状が出てから、それがいいという1級建築士の免許を持っている僕が、例えば、持っていない人に1級建築士の仕事をさせることはできない。通常の委任業務ではできない。年間委任状があったからという後日の説明がありますが、ない。先日の私の一般質問の中で確認をさせていただきました。11月になって、委任状の中身が変わっているものを当事者は出しております。今回は建設コンサルタントのみの委任状であります。不動産鑑定士業務については委任状を外してあります。そのことから、既に委任があったからということが理論的に無理があります。不動産鑑定業者そのものが無理があることというのがわかって、整合性をつけたのが11月の委任状であります。そのように公務員としての業務そのものが、いわゆる誠実義務違反であると私は確信をしたわけでありまして。

そのような中で、今回、ピオの事業が始まりました。私も質問はしますが、これは市民への説明をするために私は聞くわけでありまして。ピオ事業の推進を私はいまだに認めておるわけではありません。なるべく早いうちに私が確信を持てるようなものができるように行政としては頑張ってもらいたい。まだ引きずっているわけです。不動産鑑定士の指名入札契約が果たして法に合致しているかどうか、それを十分に我々はしなかったのではないかな。賛成した議員の皆さんが、私はとやかく言う立場にはありません。ただ、議会全体としては不十分な審議に終わったなというふうに私自身反省をしておるところであります。

そこで、今、ピオの事業が着手をしております。着手をする中で、本来ならば、工事の説明会が付近の住民にあってもよろしいと私は思いますが、いまだにあった、開催されたというのがありません。私の勘違いがあれば申しわけないんですが、ありません。そして、工事の騒音に対して、かなり近所の方は迷惑を受けておられるのではないかな。声なき声があるということでありまして。今回の工事についても、慎重に対応していく。法律違反があるよう

な事件を議会が可決したから、法律違反にならないという論理は私はとり得ません。したがって、そういう物件だからこそ慎重に対応をすべきであります。

5月15日にエスカレーターの事故がありました。幸い、大事に至らなかったというようなことを聞いておりますが、不動産鑑定士の結果を受けて、ピオの3、4階を取得した、金も払った、その時点からピオと鹿島市が十分な連絡を取り合うような機会をまだつくっていないというふうに思っております。15日に起きた事故は、この前いただいた資料によると、少ししてからピオと鹿島市のほうで協議がなされておるように思っております。何でそのようなことが今さらあっているんだということでもあります。確かにアスベストについては確認書がありますから、確認書に基づいてピオの側の仕事、あるいはこれから始まる鹿島市の仕事において、十分な配慮がされると思いますが、工事説明会がないために、そのようなことが吹っ飛んでいます。事故のこともそうであります。25日か26日ぐらいに鹿島市とピオの間で協議がなされておる。おかしいと思いませんか。150,000千円弱で買って、土地も半分所有をして、そしてお互いにこれからのこのビルをどうしていくのか、協議をしていかない場にいまだに単発的な協議しかなされていない。これは非常に残念なことです。本当に鹿島市がやる気があるのかどうか、私にはよくわかりません。そういうことがいまだに続いているわけでありまして。解決されたものではないです。現在進行形のまま後づけ後づけの仕事がされておるわけでありまして。だから市民の方は心配をされていると思います。もっとオープンにして、公平・公正な立場から、あるいは市民の意見を説明会のときに聞いているわけだから、その配慮をすべきであるのに、その配慮さえも市民の目には見えない。だから少し凍結をして仕事を休んでくれたらどうですかということでもあります。そういう市民の意見。議員の皆さんは委員会では行政訴訟された方が意外と少なかったねと言われる。120名ですよ。120名の方が、それこそしっかりした委任状を出して行政訴訟に参加しているわけですよ。鹿島市で今までありましたか、市民の方がこれだけ手弁当で行政訴訟に参加していくことはありましたか。ないじゃないですか。市民の思っている思いは、市長以上に温かいものがあります。市民には魂があります。私は今回、不採択となりましたが、そのような理由で反対をするものであります。

そして、一番肝心なこと、委員会でも出た話、チラシのことが出ております。選挙戦のときのチラシの問題がありますが、それにはアスベストのことが書いてある。これも今回の議会でアスベストに関しては考え方が違う、捉え方が違うということでもあります。確認書によると、アスベストの全面撤去を市は発表しています。確認書でうたってあります。あるいは議会に対しても委員会で報告があっております。この仕事を出された以上、それを一番最初に監督するのは鹿島市であります。そして本来ならば1、2、3の程度の差はあれ、アスベストとなると、解体とか修理とか改築という場合には、大きな意味が出てくると思っております。労働基準監督署に届け出はしないでもいいかもしれんけれども、やはりその指導を受け

る可能性もあるわけであります。これは今まで図面を見せてもらっていない、どこに使ったかもわからない、ピオさんだけがわかっている、鹿島市の方も確認に行った、確認の仕方が不十分。そのようなことが市民の方に、市民から見て本当に安心できるかということであります。そういう細かなことも言えば言うほど問題点が出てきます。どうか市民の皆様、今回の請願は議会においては不採択であります、今後の鹿島市の行政の姿勢、市民の皆さんから魂を入れてください、お願いをしておきます。

以上で私は反対討論をいたします。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありますか。5番竹下勇議員。

○5番（竹下 勇君）

5番議員竹下勇でございます。請願第2号に対する委員長報告に対し、賛成の立場で討論をいたします。

今回の請求は、ニューディール構想の凍結を求めるものであります。御存じのとおり、ニューディール構想は、鹿島市が地域における中核都市として復活を目指すという目標のもと、平成24年6月に発表されたものであります。この中身は、産業の振興など多岐にわたるものであります。個々の案件については、その都度審議を重ねながら判断をしてきているところであります。これを全面的に凍結するという事は、行政の停滞を招くことにもなりかねません。

そのような観点から、不採択にするという委員長の報告に対しまして、賛成をいたすものでございます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。私は、ただいま委員長のほうから報告がありましたが、この委員長の報告には反対の立場で討論に参加をします。

今回のニューディール構想、何度も申し上げておりますように、冒頭出された最初から議会はもちろん、市民の意見も十分に聞かれぬまま進められてきた。そして、その中途途中でいろんなことが出てきましたが、何はさておきまして、具体的に事業が始まりました。それから、いろんな問題が出てきたと思います。例えば、不動産鑑定の問題、法に触れると言われるような問題、またアスベストの問題、さらには入居させる公的施設、最初は老人、子供のためということでしたが、余り面積を多くとり過ぎたからでしょう、途中からいろんなのを入れ込まなくちゃいけないような状況になってきた。さらには、昨年6月、工事費の補正がなされましたが、全く手がつけられずに、年度中途の9月に、26年度に繰り越さなくてはならないようなことになってしまった。それから、さらには市長選挙の後、工事の

問題について、工事費については、市民の前に明らかにしないためと私は言いたいですが、工事を7つに分割する。市の説明では、なるべく多くの業者に行き渡るようにということでしたが、全くそうじゃない。市民に明らかにしないまま進めるというような、そういう状況の中で取り組まれている。

今、私は幾つかの問題点を言いましたが、このようないっぱい問題が出たにもかかわらず、残念だったのは、今回の議論の中で、審議をされる中で、こういう問題について、それがどうであろうと、審議をされた委員の方がどうであろうと、こういう問題について具体的に論議をされてこそ、私はこの請願の審議を慎重にしたという結果になるんじゃないかと思えます。そういうのが全くされていない。それどころか、私は今、ピオを何としても早くやり上げなくちゃいけないという、これはそういう市の執行部の後押しをするような、そういう議論でしかなかったと私は言いたいです。それはそれでいいでしょう、その委員会に入られた人は8対6の8の中に入った人全部でしたからね。そういうふうな形になるのは当然のことだと思いますが、しかし、私はそれをどう理解しようとするであろうと、笑っていらっしゃいますが、そう受けとめたいですよ。どうであろうと、問題が今まで出てきている、大きな問題になってきていることについて、どのように考えているかという、そういう論議を私はしっかりしていただいて、これを不採択にしたっていいわけですが、そういう結論を出していただきたかったと思えます。そして、よくこういうのを途中でやめれば、行政の衰退とさっきも言われましたが、例えば、どこまで進んでいったって、本当に市民のためにならないのなら、私は凍結だけじゃなくて、やめることだってしかりだと思えますよ。ですから、私はこの問題については、やはりまだ疑問点がいっぱいあります。特に裁判もされておりますので、せめてその裁判が終わる、結果が出るまででも、この事業については凍結をしていく。そして、本当に市民の皆さんの声を十分に聞いていくという、その立場に行政に立っていただきたいと思うわけです。

それから、ニューディール構想の問題でも、先ほど言われましたが、特にニューディール構想では、鹿島は1次産業に目を向けなくてはいけないという意見も出たということですが、それならまず農業の問題、第1次産業どうするかと。そういうのがもっとぼんと出てきたっていいわけですが、今の中では、私はそういうの見出すことはできない。細かいこと一つ一つありますが、そういうことできない。そういう今の現状です。

それから、さらにニューディール構想については、ピオの問題だけでなく、これからいろんな問題が起きてくるわけですね。先ほど会議でも言いましたが、駅前開発の問題、いろんな問題がありますが、これをはっきりしておかないと、これからの事業についたって、行政が今までやってきたような形で市民の声を無視する。自分たちの言いたいままに突っ走っていくと、そういうことだって非常に心配がされるわけです。私はそういう立場で、やっぱり出発したこの事業を本当にみんなが納得いく形にして、みんなが本当によかったねというよ

うな形で進めていくということを私は思いますので、先ほど委員長の報告には反対をしたい
と思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。10番福井正議員。

○10番（福井 正君）

10番福井正でございます。私は、委員長報告に対して賛成の立場で討論をいたします。

4月に市長選挙がございました。そのとき樋口市長は当選をされました。これはこの選挙戦を通じて、実はピオの問題が一番大きな争点でございましたし、ニューディール構想についても、当時、樋口候補は、いろんな説明をしておられます。その中で、結果、樋口市長が当選をされるという結果が生まれました。市民の間で十分選挙戦を通じて説明をされておりますし、市民もそれを理解して樋口市長に投票をされた。これが民意です。この民意を尊重しないで、これが民主主義と言えるんですか。民主主義というのは、選挙の結果、これを尊重するというのが民主主義であります。また、議会においても、さまざま議論を我々はしてきました。さまざまな議論をして、その結果で、いわゆる可という方向に定まっていったという、これを無視するということは、議会を無視するということに私はつながることだと思います。

また、今、このニューディール構想自体を凍結をすると。じゃあ、鹿島に与える影響はどうなってくるのか。マイナス影響です。今、工事があっている、これを凍結をする。このニューディール構想を進めることによって、鹿島の経済に与える効果、これが一時的にでもなくなるということになってきます。また、国、県との関係もぎくしゃくしたものになってくる。そうなったときに、鹿島の将来を考えたときに、今、このニューディール構想全てということが私は必要だと思っています。もちろん駅前についても、市民会館についても、防災センターについても、今から我々議会と執行部で議論をしていく課題なんです。その中で、悪いところがあれば変えていく。これをやっていくのが我々議員の仕事でしょう。

そういうことで、委員長報告、また総務建設環境委員会の皆さん、本当に御苦労さまでございました。私はすばらしい結論を出されたと思います。よって、私は委員長報告に対して賛成をいたします。（拍手）

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。15番松本末治議員。

○15番（松本末治君）

15番松本末治です。私は、請願第2号の委員長報告に賛成の立場から討論をいたします。

樋口市長誕生、平成22年度、思い起こせば、その7年前、平成15年、佐賀県知事選挙に、井本知事勇退に伴い、県内1次産業を中心とする知事立候補要請に応えられ、出馬されました。惜しくも現古川知事に破れましたけれど、その後、鹿島市民の有志の鹿島市創造のため

に立候補要請があり、それに応えるべく樋口久俊市長は立候補され、そして本人のふるさと鹿島をこよなく愛する思いで快諾をされました。市民の皆様御承知のとおり、対抗馬もなく無投票当選になったわけです。平成22年度から樋口市政がスタートし、部長以下執行部、職員、新たな鹿島市政スタート、市民からのいろいろな鹿島市の課題への提言、要望があったものでしょう。

また、平成23年3月11日の日本列島の過去にない震災、津波による災害に見舞われたこととあわせ、鹿島市の再生の思いで防災対策を備え、鹿島市ニューディール構想が平成24年発表されました。我々鹿島市議会においても、将来の鹿島市のためにと賛成をしました。平成25年度事業からスタートをし、今議会でも議案第30号、第五次総合計画に繰り入れる見直しを可決しました。このことを踏まえ、民意不在で着手されたニューディール構想は、市民の合意形成が図られるまでの間凍結することを求める請願には反対します。この事業を凍結することこそ、将来の鹿島市の人口3万1,000人の維持はなくなります。不毛地帯になりかねません。子供たち、孫たちの鹿島における未来はなくなります。そのことを踏まえ、委員長の報告どおり賛成をいたします。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。請願第2号 民意不在で着手されたピオ関連事業を即時中止し、その根拠となったニューディール構想は市民の合意形成が図られるまでの間凍結することを求める請願について、委員長の報告は不採択であります。請願第2号は委員長報告のとおり不採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、請願第2号は不採択とすることに決しました。

しばらくお待ちください。

お諮りいたします。ただいまお手元に配付をいたしております意見書第3号 教育予算の拡充を求める意見書（案）が提出をされました。

この際、本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第3号を本日の日程に追加し、議題とするこ

とに決しました。

お諮りします。意見書第3号は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第3号は委員会付託を省略することに決しました。

日程第5 意見書第3号

○議長（松尾勝利君）

それでは、日程第5．意見書第3号 教育予算の拡充を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して、意見書（案）の朗読を求めます。10番福井正議員。

○10番（福井 正君）

意見書第3号

教育予算の拡充を求める意見書（案）

2011年度政府予算の成立によって、小学校1年生の35人以下学級を実現するために必要な改正義務標準法が施行されることとなった。今回の義務標準法改正条文の附則には、公立の小学校2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次に改定することと、その他の措置を講ずることについて検討を行うことが求められており、それらに必要な安定した財源の確保に努めることも明記されている。このことから、今後、全学年における35人以下学級を早急に、着実に実行することは、国としての大きな責務であると考えます。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、どのような環境に育っていても、一定水準の教育を受けられるという、「教育の機会均等」は憲法・教育基本法にも謳われた自明の権利である。しかしながら、我が国のGDPに占める教育費公財政支出の割合は、OECD加盟国（データのある31カ国）の中において最下位であり、教育に対する公財政支出が国際的にも低いと言わざるを得ない。地方自治体財政においても、義務教育費国庫負担制度の国負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられたことで、多くの地方自治体が財政的な圧迫・制約を受け、自治体間格差の広がりが懸念されていることは言うまでもない。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であり、未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があることから、下記の事項について強く要望する。

記

1. 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環

境を整備するため、30人以下学級とすること。

2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 月 日

佐賀県鹿島市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様
衆議院議長 伊吹文明様
参議院議長 山崎正昭様
総務大臣 新藤義孝様
財務大臣 麻生太郎様
文部科学大臣 下村博文様

以上、意見書（案）を提出する。

平成26年6月20日

提出者	鹿島市議会議員	中村和典
	〃	中村一堯
	〃	稲富雅和
	〃	勝屋弘貞
	〃	竹下勇
	〃	角田一美
	〃	伊東茂
	〃	光武学
	〃	徳村博紀
	〃	福井正
	〃	水頭喜弘
	〃	橋爪敏
	〃	中西裕司
	〃	松尾征子
	〃	松本末治

鹿島市議会議長 松尾勝利様

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。意見書第3号 教育予算の拡充を求める意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、意見書第3号は提案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件は全部終了いたしました。

よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。お疲れさまでした。

午前11時32分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長

松 尾 勝 利

会議録署名議員

7 番 伊 東 茂

同 上

8 番 光 武 学

同 上

9 番 徳 村 博 紀